

# 欧州安全保障・防衛政策<sup>1</sup>の進展と

## ブレア首相のイニシアティブ

— NATO 内の「欧州の柱」から EU の「自律的な能力」創設へ —

山田 亮子

### 序 論

東西の軍事的対立と分断の終焉に伴い、ヨーロッパでは旧ユーゴでの民族紛争<sup>2</sup>の拡大が、周辺地域に不安定をもたらす新たな脅威となり、紛争への対処が緊急の課題となった。少数民族への弾圧や人権の侵害に起因する民族間の紛争を未然に防ぎ、地域の平和と安定を回復するには、新たな安全保障の仕組みを考える必要があった。ユーゴ紛争を発端に、外交や人道支援・復興援助を通して紛争を予防し、危機を管理<sup>3</sup>することが、新たな安全保障への取り組みとして注目されるようになった<sup>4</sup>。

冷戦期に経済的統合を進めたヨーロッパは、東西の軍事的緊張が解消する中で、防衛を含む領域でも統合に向けて動き始めた。1993年、ECは経済通貨統合と共に、共通の外交安全保障政策、及び司法内務協力の部門を取り入れたEU<sup>5</sup>に移行し、紛争への対処に乗り出す土台を形作った。しかし、新たに導入した共通防衛政策を巡ってEU内に対立が生じ、新たな領域での進展は停滞した。

一方、多くのEC/EU加盟国を組み込むNATO<sup>6</sup>は、従来の集団防衛に加え、ヨーロッパで頻発する紛争への対処に取り組み始めた。アメリカの軍事力に大きく依存するNATOは、新たな任務への対応に備え、NATO内のヨーロッパの役割を強化することを組織再編の柱に据えた。

伝統的にアメリカとの特殊関係を優先し、NATOのヨーロッパ防衛を重視してきたイギリスは、ヨーロッパがNATOの外で独自の防衛に踏み出すことは、NATO内のヨーロッパの役割を弱体化させ、NATOを損なう恐れがあるとして

反対していた。ところが、イギリスでは 1997 年 5 月に首相に就任したトニー・ブレア (Tony Blair) が、その翌年にこの方針を転換し、新たな安全保障環境に適合したヨーロッパ独自の政策を積極的に進める意志を表明した。ブレア首相が示した新しい方針は、NATO のヨーロッパ防衛を損なうことのない「危機管理」の分野で EU の対応能力を高め、NATO との共存を図るというものであった。イギリスの反対で停滞していた EU の共通外交安全保障政策は、ブレア首相の方針転換を契機に安全保障・防衛政策の分野で前進を始め、1999 年 12 月には危機管理の実施に向けた具体的な構想が加盟諸国首脳に承認された。

欧州安全保障・防衛政策の進展を促したブレア政府の方針転換の主な要因として、先行研究では主に、近隣での紛争を解決できないヨーロッパの能力不足や、安全保障へのより公平な責任分担を求めるアメリカからの圧力を挙げている。さらに、その目的は NATO の存続と強化であることを強調している。例えば、ジョリオン・ハワースは、同政府のイニシアティブは、ヨーロッパ諸国を NATO の存続 (survival) に不可欠な軍事力の向上に向かわせることが目的であり、そのために EU の枠組みを利用したと指摘している<sup>7</sup>。しかし、EU の危機管理能力進展に向けたブレア政府の取り組みを、NATO の存続を目的としたものとする見方は、イギリスが専ら NATO 内でのヨーロッパの役割強化を目指していたかのような印象を与え、ブレア政府が NATO の枠<sup>8</sup>を超えて EU の自律的な能力創出に力を注いだという一面を見落とすことに繋がる。

それに対して、本論文では、イギリスが NATO との協調を図りながら、EU の自律性の確立を追求したことを明らかにする。言い換えれば、ブレア政府は NATO の能力に依存しない自律的な EU の危機管理能力を創設し、EU が安全保障の領域で NATO と共存可能な、独自の役割を果たす機構となることを新たに目指したことを明確にする。

それには、ブレア首相が方針転換を公表する前のイギリスの立場を明確にして、その変化を辿っていく必要がある。1997 年 6 月に開かれたアムステルダム EU 理事会では、就任間もないブレア首相が、EU に防衛機能を組み込むことに一貫して反対していた。先行研究の多くは、その時のイギリスの立場と、翌年方針転換を表明した同政府の立場との違いを対比させ、アムステルダム

条約<sup>9</sup>承認後に、ブレア政府が急激に方針転換をおこなったことを指摘している。しかし、同条約承認とブレア政府の方針転換との関連性についての考察は、あまりなされていない。本論文では、同条約の合意に至る交渉がブレア政府の方針に変化を促したという観点に立ち、EU条約見直しの経緯について検討を試みる。それを基に、ブレア政府の方針転換は、アムステルダム条約承認を起点としており、さらに、NATOの枠を超える決断に基づいて、EUの自律的な危機管理能力の進展を目的としたことを解明していく。

## 第一章 アムステルダム条約の合意に伴うアプローチの変化

1952年に発足した欧州石炭鉄鋼共同体は、1958年に共同市場を目指すEECとして再出発し、1967年発足のECを経て、1993年にマーストリヒト条約の発効により<sup>10</sup>、新たにEUとして生まれ変わった。しかし、このEU条約には修正が必要な場合、1996年に条約の再検討をおこなうことが規定された（N条2項）。修正の必要性が条約に明文化されたことは、加盟国がマーストリヒト条約に満足していないことを示している<sup>11</sup>。

EUを構成する三本柱の一つである共通外交安全保障政策（以下CFSPと表記）には、EUが将来独自に領土防衛をおこなうことを目的に、「やがては共同防衛に繋がる共通防衛政策の策定」を含むことが規定されている（J4条1項）。しかし、1991年のマーストリヒト条約合意前の12カ国EC政府間会議では<sup>12</sup>、共通防衛政策の策定や実施について具体的な進展はなかった。それは、NATOのヨーロッパ防衛を重視するイギリスを始めとする大西洋派が、ヨーロッパ独自防衛を目指す仏独中心の統合推進派の動きを妨げていたからである。大西洋派は、EC/EUが共同防衛に踏み出せば、NATOの防衛計画に支障をきたし、アメリカのヨーロッパからの撤退に繋がることを恐れていた。

マーストリヒト条約で積み残された問題の一つは、統合推進派が進めるWEU-EU合併構想がイギリスの反対で妨げられ、両組織の合併の可能性、ひいては共同防衛実現の可能性が曖昧になったことである。イギリスはNATOとWEU<sup>13</sup>との緊密な協力に基づくヨーロッパ防衛を重視する従来立場から、ヨーロッパの軍事機構であるWEUをEUに組み入れてEUに軍事的機能を備

える構想には一貫して反対していた。マーストリヒト EC 理事会で未解決となった問題は、1996 年 EU 諸国政府間会議（以後 IGC と表記）での再検討が予定され、1997 年 6 月のアムステルダム EU 理事会での合意に向けて EU 条約の見直しがなされることになった。

IGC の期間（1996 年 3 月～ 97 年 6 月）の終盤にイギリスの首相に就任したブレアは、前政権がヨーロッパに敵対的であったことを改め、イギリスがヨーロッパの統合をリードすることを公約としていた。しかし、ヨーロッパの防衛政策については、従来どおりに NATO を基盤とする方針を示した<sup>14</sup>。就任の翌月、アムステルダム EU 理事会に出席したブレア首相は、前政権と同様に、あくまでも EU に軍事的機能を組み入れることに反対していた。その後ブレア首相は、従来のイギリスの方針を転換し、CFSP 進展への積極的な取り組みを始めた。この転換は、WEU に対するブレア政府の姿勢の変化に基づいており、前保守党政府からの政権交代に伴うものというより、ブレア首相がアムステルダム EU 理事会に出席してからのこととみなすのが妥当である。つまり、アムステルダム条約の合意に至る経緯が、ブレア政府の WEU に対する姿勢に影響を与えたと考えられる。以下では、WEU と EU の合併問題、及び、1996 年 IGC と 1997 年アムステルダム EU 理事会におけるイギリスの立場を概観し、同条約の合意がブレア政府の立場にどのような変化をもたらしたかを検証する。

WEU は集団防衛を基本とするブリュッセル条約<sup>15</sup>を設立規定とするヨーロッパの軍事同盟である。ヨーロッパ統合を主導してきた仏独は、1980 年代、アメリカに依存しない独自の防衛体制を目指す基盤として WEU に着目した。90 年代、EU 発足に伴い、仏独は WEU の機能を EU に吸収させる構想を進めた。これは、WEU の軍事的相互支援の規定を EU に導入することを意味している。これに対して、アメリカ主導の NATO を重視する大西洋派は、WEU を「NATO を支えるヨーロッパの柱 (European pillar)」と定義し<sup>16</sup>、WEU-EU 合併に反対した。そのため、マーストリヒトでは両派の主張を取り入れて、WEU を防衛部門として EU の重要な一部としながら、独立組織として NATO と EU との間に位置付け、対立する両派を妥協に導いた。その結果、マーストリヒト条約は「CFSP は、EU の安全保障に関する全ての問題を扱い、その中

に、やがては共同防衛に繋がる、共通防衛政策の策定が含まれることがあり得る（J4条1項）。』と規定しながら、EUがその実施を、別の組織であるWEUに依頼することを規定し（J4条2項）、EUが直接共通防衛政策を実施する機能を持つには至らなかった。

メジャー（John Major）保守党政権期のイギリス政府は、1996年IGCに備え、ヨーロッパ防衛政策に関する自国の立場を明らかに示す二つの文書<sup>17</sup>を作成した。二つの文書には、イギリスのヨーロッパ防衛政策の土台として「WEUは独自の条約に基づく独立した組織であり続けるべきである」こと、及び「NATOはヨーロッパの安全保障と防衛政策の基盤である」ことが示されている。

一方の「IGCに関するイギリス白書（1996年）」は、NATOとの関係を緊密化するWEUを、危機管理任務に最も相応しいフォーラムとし、そうした能力を持たないEUは相応しくないとしている。もう一方の「イギリス政府覚書（1995年）」は、1996年6月にベルリンでのNATO理事会で合意される、共同統合任務部隊（CJTF）構想を支持するイギリス政府の立場を明確にしている。

CJTF構想は、実質的な防衛能力に乏しいWEUにNATOの能力やリソース<sup>18</sup>を貸し出し、ヨーロッパのNATO同盟国がNATOの枠内でより大きな役割を果たすことを可能にするものであった。CJTFの導入は、危機管理の分野でNATOとWEUの連携を深めることを意味し、ヨーロッパの紛争への対応にアメリカが参加しない場合でも、WEUがNATOの能力を利用して、危機管理活動を実施することを可能にするものであった。同時に、この構想にはNATOの結束を優先し、NATOの外でヨーロッパ独自の軍事組織が作られることを抑制するアメリカの狙いが含まれていた。「イギリス政府覚書（1995年）」には、CJTFの実施に向けて、WEUの役割強化に貢献することが明記されている。

1996年IGCでは、旧ユーゴでの民族紛争の拡大に対してEUが効果的に対処できず、1995年11月にアメリカ主導で平定された状況を反映して、EUが実質的な防衛力を持つことへの要求が高まっていた。そうした中で、統合推進派6カ国<sup>19</sup>による共同提案がおこなわれた。それは、具体的な日程を設定して三段階で両組織の合併を実現するものであり、WEU-EU合併実現に向けた統

合推進派の強い意志を表していた。これに対してイギリスは、同政府の立場を示す前述の文書に示したように、両組織の合併にあくまでも反対の立場を維持していた。WEU-EU 合併を阻止することは、当時のイギリスの政権政党保守党と野党労働党の共通した見解であり、イギリスが 1997 年 5 月の政権交代にも関わらず、一貫して反対の姿勢を維持したために、全会一致を原則とする EU 理事会では、またしても WEU-EU 合併が見送られることになった。

ここで、EU の CFSP 進展の方向に変化を与えることになった、新規加盟国<sup>20</sup>の提案について少し触れておきたい。ヨーロッパの共同防衛を巡って統合推進派と大西洋派が対立する 1996 年 ICG において、両派の歩み寄りを可能にする一つの提案がなされた。それは、1995 年に EU への加盟を果たしたばかりのフィンランドとスウェーデンによる共同提案であり、「人道・救難、平和維持、危機管理（ペータースベルク任務<sup>21</sup>）を EU の任務として CFSP に含める」というものであった。北欧の二つの軍事的非同盟国の提案は、対立する二派の最小限の共通認識、つまり、旧ユーゴでの経験から得た「EU はヨーロッパの紛争を自力で解決する必要がある」という認識と一致し、ペータースベルク任務を EU の任務とすることは、EU 全体の合意に達したのである。この任務のアムステルダム条約への導入は（17 条 2 項）、二派の対立で滞っていた CFSP の前進を促し、EU の安全保障政策の目標を共同防衛から危機管理へと転向させる契機となったのである。

アムステルダム条約は、ペータースベルク任務という名称を含めていないが、実質的な内容を取り入れ、危機管理任務を明確に EU の任務として規定した。しかし、EU が軍事的機能を備えることはイギリスの反対で見送られたため、同条約は、EU の危機管理任務を WEU が代わりに実施することを規定した。それは、アムステルダム条約 17 条 1 項に次のように述べられており、EU と WEU の役割分担を明確にしている。

EU の重要な一部である WEU は、ペータースベルク任務の状況において、EU に実戦能力を提供し、また、EU が CFSP の防衛政策について策定するのを支える。

マーストリヒト条約では、「防衛の分野を含む EU の決定と行動の実施を

WEUに依頼する」と規定したのに比べると、ペーターズベルク任務を取り入れたアムステルダム条約では、WEUがその任務の実施能力をEUに提供することを明記し、WEUの役割をより明確にした。また、共同防衛の実施について、アムステルダム条約は、旧条文の「やがては」という曖昧な将来をほのめかす言葉を削除し、代わりに「EU理事会が決定した場合に」と書き加え、共同防衛は全会一致を条件とすることを明確にした。以上を考慮すると、EU条約の見直しには、WEUとEUの組織的分離を維持し、共同防衛の実現を阻止しようとするイギリスの意向が反映されていることが明らかである。

その一方で、アムステルダム条約には、統合推進派のWEU-EU合併に向けた強い意向も反映されている。それは、WEUをEUに合併する可能性に言及していることである。17条1項には、次のように記されている。

[WEUと役割を分担する] EUは、将来のWEU-EU合併を視野に入れて、組織的関係の緊密化を図るべきである。([ ]は著者による補足)

このようにWEU-EU合併の可能性を条約に含めたということは、IGC以前から両組織の合併に一貫して反対を主張してきたイギリスが、これについてある程度の譲歩を示したと見る事が出来る。1996年の「IGCに関するイギリス白書」には、WEUを独立した組織として維持するイギリスの立場が強調され、これを96年前半のWEU議長国としてのイギリスの優先事項とすることが明記されている。それにも関わらず、WEU-EU合併の可能性を条約に含めることを受け入れたのは、この点に関して、イギリスの立場が統合推進派に歩み寄る方向に動いたことを意味している。

しかし、イギリスはこの譲歩と引き換えに、ヨーロッパ防衛はNATOを礎とする条文を新たに加えることを認めさせている。ブレア首相は、アムステルダムから帰国すると「非現実的な共通防衛政策が進展しないように、NATOが共通の防衛基盤であることをEU諸国に認めさせ、初めて条約に書き入れさせた。」と宣言している<sup>22</sup>。マーストリヒト条約は、EUの政策は北大西洋条約に基づく政策を侵害しないことを規定しているが、アムステルダム条約では、より踏み込んで、NATOをヨーロッパ共同防衛の基盤として強調している。

EUの政策は、北大西洋条約に従う加盟国の義務、[つまり] 共同防衛

は NATO において実現するとみなす加盟国の義務、を尊重し、北大西洋条約の枠組みで確立された共通の安全保障防衛政策と共存する。

(J4 条 4 項に下線部分を追加して、17 条 1 項に移行)

先行研究によると、アムステルダム条約は NATO を優先するイギリスの立場を強く反映する反面、統合推進派にとっては後退する結果となったとされている。こうした見方に対して、本論文では、アムステルダム条約は、WEU-EU 合併の可能性に対するイギリスの譲歩を示す一方で、共同防衛に向かう CFSP の進展を抑制する歯止めとなる対抗策が織り込まれたものと捉える。

また、イギリスは、ヨーロッパの軍事的非同盟国が 1995 年に EU に加盟することを支持し、1996 年 IGC ではフィンランドとスウェーデンの共同提案を支えた。北欧の二カ国の提案によってペータースベルク任務がアムステルダム条約に取り入れられ、EU が危機管理の分野に踏み出す端緒となったことを考えると、CFSP に関してイギリスと軍事的非同盟国が歩調を合わせたことも、統合推進派に対する抑制策の一つとみなすことができる。これについては、第二章で考察する。

アムステルダム条約の CFSP を規定する第 5 編の 17 条 1 項は、新たに取り入れた 2 項のペータースベルク任務について、「共同防衛に繋がる共通防衛政策の策定を含む CFSP の一部として含まれる」と表記しており、条約は決して共通防衛政策を危機管理任務に限定していない。アムステルダム条約承認に至る EU 条約の見直しは、EU が軍事的機能を備えることを阻止するイギリスの立場が保持されるものではあったが、その立場の再考を促し、CFSP が共同防衛に向かう流れを抑制する必要性をイギリスに迫るものであった。

## 第二章 軍事的非同盟国による提案の背景と影響

本章では、第一に、EU の 1996 年 IGC において提出されたフィンランドとスウェーデンの共同提案に着目し、その前年に EU に加盟した北欧の二つの軍事的非同盟国が討議の流れを変える提案をおこなった背景を概観する。第二に、この提案を支えたイギリスの立場を検討し、EU の CFSP に関して軍事的非同盟国と歩調を合わせることにイギリスのヨーロッパ防衛政策にどのような意味



を持つのかを考察し、ブレア政府の方針転換に繋がる影響について考える。

冷戦期に中立国であったフィンランドとスウェーデンは、1990年代初頭に非同盟国に移行した<sup>23</sup>。中立国から非同盟国への変化は、戦時には中立性を維持しながら、軍事同盟の外に留まり、平和維持の支援ではより自由に行動できることを意味している。1995年1月1日にEU加盟を果たしたフィンランドとスウェーデンは、軍事的非同盟の維持、及び防衛政策の独立とともに、EU加盟を自国の安全保障政策の一環として捉えていた。そしてEU加盟によってEUの外交と安全保障政策での協力の可能性が広がり、近隣での安全保障問題に自国が関与する機会が増大するとみなしていた<sup>24</sup>。軍事的非同盟というのは一般的にNATOやWEUといった軍事同盟に加盟せず、戦争への不参加の原則を維持する立場である。それは、相互防衛支援を受け入れない代わりに、その義務を負うことも無く、軍事的な協定から自由な立場を保つ反面、自国の領土防衛には国家が責任を持つという独自の安全保障政策を意味している。

EU加盟以来、フィンランドとスウェーデンはEUへの適合を図る一方で、独自の安全保障政策を維持する立場から、仏独が主導するヨーロッパ共同防衛構想には反対であった。その構想にはWEUとEUを合併させて、EU条約に相互支援の条項を導入する意図が含まれていたからである。北欧の二カ国は、相互防衛支援から自由な立場を守るために、EUの新しい安全保障政策から選択的に離脱することも可能ではあったが、このやり方は自らをEU統合の周縁に追いやる結果を招くと判断した。また、非同盟の立場がEUの安全保障政策への否定的な態度を招くという周囲の不信感を取り除く必要もあった<sup>25</sup>。二カ国が望んでいたのは、非同盟国としての立場を保持しながらEU諸国と共存し、CFSPへの積極的な参加の姿勢を示して、その発展の中核に位置することであった。それには1996年IGCにおいて、CFSPの発展を妨害することなく、EUの共同防衛実現を目指す討議の高まりを回避することが緊急の課題となった<sup>26</sup>。

一方、イギリスは伝統的に集団防衛任務をNATOの管轄とする立場から、EUがNATOと重複する機能を備えることを阻止するために、統合推進派の構想に反対していた。その根拠はそれぞれ異なっていたが、イギリスは非同盟国が参加できない共同防衛に向かってCFSPが発展するのを阻むことにおいて、

北欧二カ国と利害が一致したのである。

軍事的非同盟国には、95年のEU加盟にあたり、EUの防衛分野での統合進展に参与することで非同盟の立場に揺らぎが生じる懸念があった。しかし、それを乗り越えてCFSPを規定するEU条約を受け入れたのは、マーストリヒト条約が「将来のCFSPの発展は、特定の加盟国の安全保障と防衛政策の性格を損なわない（J4条4項）」ことを保証していることに加えて、イギリスの存在があったからである<sup>27</sup>。EUの政策について、「どの加盟国も参加を願う領域から排除されてはならない」<sup>28</sup>という立場を示すイギリス政府は「政府間主義」、「平等な参加の保証」、及び「多様性の尊重」という理念に基づいて、軍事的非同盟国のEU加盟を支持していた。非同盟国がCFSPの条項を受け入れ可能と判断したのは、それが全会一致に基づき、加盟国の主権が維持される政府間主義を前提としているからである。

1996年4月、IGC開始から一カ月とたたないうちに、フィンランドとスウェーデンは、EUが危機管理の領域で役割を果たすことを提案する共同の覚書を提出した。その覚書は、IGCで進行しているWEU-EU合併構想に対抗して、CFSPの進展に新しい方向を示すことが目的であった<sup>29</sup>。この北欧主導の提案は、中立国としての調停の伝統と国連での平和維持活動に積極的に参加してきた両国の共通の理念に基づくものであった。即ち、軍事同盟に参加しない中立の立場は仲介者としての信頼感を醸成し、紛争当事者が平和維持活動を受け入れることを容易にした<sup>30</sup>。伝統的な中立の立場に支えられた北欧の二カ国は、EUが危機管理任務を導入することに前向きであり、非同盟国の加盟によってEUの外交と安全保障分野での発展が阻害されるという周囲の懸念を払拭するためにも、CFSPの進展に積極的なイニシアティブをとることを選んだのである。フィンランドとスウェーデンの共同の覚書は、マーストリヒト条約のJ4条を見直し、ペータースベルク任務をCFSPに含めることを提案すると同時に、その任務を実施するWEUの活動に関して、非同盟国も含めた全ての加盟国が平等に参加する権利を確実にすることを求めるものであった<sup>31</sup>。

イギリスがこの共同提案を支持したのは、軍事的非同盟国も平等に参加することによってCFSPが共同防衛に進む流れを抑制し、危機管理に向かわせる

ことがイギリスの方針に適っていたからである。また、イギリスがIGCの開始時期と重なる1996年の前半（1月～6月）にWEUの議長国であったことは、非同盟国の立場を支持し、共同提案をおこなう環境を整える上で重要であった。イギリスの代表としてWEUの議長を務めたジョン・ゴウルデン（Sir John Goulden）は、1996年5月に発表した声明の中で、IGCでのイギリスの立場について次のように述べた。

新たなヨーロッパの安全保障政策は、ヨーロッパの全ての国の多様性を反映し、集団防衛協定の外側に留まることを選択したEU諸国の立場を尊重するものでなければならない<sup>32</sup>。

こうした発言は、新規加盟国に向けられたものであり、非同盟国の安全保障政策へのイギリスの共感を示すものである。また、ゴウルデンはWEUの議長として、「1992年にペータースベルク宣言により合意された新しい人道と救難の任務を実施する準備に取り掛かる」と述べ<sup>33</sup>、WEUがペータースベルク任務を実施することを明確に示した。一方、EUについてゴウルデンは、安全保障の非軍事的な分野での貢献の可能性に重点を置くという、イギリスの新しい姿勢を打ち出した。しかし、ゴウルデンはWEUとEUの合併に関しては、EUに軍事的責任の重荷を負わせて、地域安定化に果たすEUの任務を妨げるという理由で、反対の立場を示している<sup>34</sup>。

ゴウルデンの声明は、EUの軍事的非同盟国に共感を示して安心感を与え、同時に、ペータースベルク任務を実施するWEUの役割を明確にしたことで、フィンランドとスウェーデンがIGCにおいて、EU条約に危機管理任務を導入する提案をおこなうことを支え、促したものと考えられる。イギリスが共同歩調をとり、非同盟国が自国の立場を守るとともに、統合推進の中核に位置することを意図して提示した提案は、推進派と反対派の譲歩のための土台を提供し、非同盟国も含めた全ての加盟国の同意のもとで、アムステルダム条約に取り入れられることが承認された。

EU条約において、CFSPは最終的に共同防衛を目指すことが規定された以上、NATOをヨーロッパ防衛の基盤とすることで歯止めをかけたものの、CFSPが共同防衛へ向かう流れを抑制することは、イギリスに限らず、軍事的

非同盟国にとっても必要であった。CFSP 進展の流れを危機管理の方向へ振り向けることは、共同防衛を目指す流れを抑制すると考えられたのである。また、非同盟国は自らの提案により、WEU の活動に平等に参加する権利を確保した。しかし、WEU に非加盟であり、オブザーバーとして参加する非同盟国は、WEU の活動から選択的に離脱する可能性があることを考えると、非同盟国が正式なメンバーではない WEU を媒介とするより、WEU に頼らない EU 独自のシステムを構築して、EU を危機管理活動の主体とすることを、ブレア政府が考え始めたとしても不思議ではない。第三章ではこの観点に立ち、WEU に対する見方を変え、NATO の枠を超えて EU に自律的な危機管理能力を持たせることに踏み出したブレア政府の方針転換について考察する。

### 第三章 WEU 委任から EU 主導への転換

変化は 1998 年の春に現れた。同年 3 月 24 日、ブレア首相はフランスの下院 (National Assembly) において、英仏が防衛分野での協力関係を強化することを呼びかけた。それは、ヨーロッパの中で最も展開可能性の高い軍事力を有する両国が、ともに国連安全保障理事会の常任理事国の立場で、相互の協力に基づく英仏のイニシアティブを示すべきであると訴えるものであった<sup>35</sup>。この演説はシラク大統領に歓迎され、1998 年 12 月 3～4 日にフランスのサン・マロで開かれた英仏首脳会議 (以下サン・マロと表記) で、両国政府が「英仏間の危機管理と作戦における協力」と題する書簡に署名することに繋がった<sup>36</sup>。それだけでなく、サン・マロは欧州安全保障・防衛政策に関して英仏が同意を達成させ、その後 EU 理事会でのコンセンサス形成に発展したことで注目されている。1997 年 6 月のアムステルダム条約合意に至る IGC では、EU に防衛機能を備えることにあくまでも反対していたイギリスは、WEU-EU 合併構想を進めるフランスと対峙していた。しかし、1998 年に入るとブレア政府はフランスとの協調を率先し、EU に自律的な危機管理能力を持たせることについて英仏の同意を促した。ブレア政府の方針にどのような変化が生じたのであろうか。サン・マロでの英仏共同宣言の意味を考察し、同政府の方針の変化を検証する。

この共同宣言が示す両国の同意事項をまとめると、次のようになる。

- 第一に、EUは自律的な（autonomous）行動のための能力を備えるべきであり、それは、国際的危機に対応可能な信頼できる軍事力と、その使用を迅速に決断する手段によって支えられなければならない。
- 第二に、EUの自律的な行動は、あくまでも政府間の取決めに基づく危機管理に限定し、集団防衛任務はNATOの領域として明確に区別する。その上でEUは、大西洋同盟の存続（vitality）に貢献する。
- 第三に、NATOの全体が関与しない軍事行動、つまり、アメリカが参加しない場合、EUが頼るべき軍事手段は次の二つである。一つは、NATOの枠内で事前に指定された能力であり、もう一つは、NATOの枠外でのヨーロッパ各国軍または多国籍軍を手段とする<sup>37</sup>。

ここには、EUが持つべき自律的な行動能力として、NATOに依存しないヨーロッパ独自の危機管理能力を含むことへの英仏の同意が示されている。それは、サン・マロにおいて両国の防衛大臣の間で取り交わされた「英仏間の危機管理と作戦における協力」という前述の書簡にも表れている。この書簡は、英仏合同の作戦実施能力を強化して、両国がヨーロッパの危機管理能力の向上をリードすることを目的としており、「NATOが主導しない場合の軍事行動」を目指すことが明記されている<sup>38</sup>。

ジョリオン・ハワースは、サン・マロ英仏合意を次のように指摘している。

英仏合意は、EUの安全保障と防衛政策について根本的に方針が異なる英仏間で、たまたま一致したものであり、英仏がその曖昧さを受け入れたことで成立した。

ハワースは、両国のヨーロッパ防衛力についての見解の相違を「イギリスはアメリカをヨーロッパに引き付けておくのに必要な条件としているのに対し、フランスはEUがNATOと対等な影響力を持つために当然備えるものとしている」と述べている<sup>39</sup>。この両国の理念上の違いを棚上げにして、現実的な面での合意を導いた結果、WEU-EU合併や、共同防衛に関する英仏の対立点に言及することなく曖昧にしたというのである。また、サン・マロの不明瞭さは、ヨーロッパ独自の防衛政策の進展、NATOを支えるヨーロッパの柱の強化、ア

アメリカとの特別な関係の維持という、それぞれ異なる期待を持つ EU 諸国、アメリカ、イギリス国民の全ての側に宣言を受け入れさせるには必要であったという見方もある<sup>40</sup>。このように、サン・マロ英仏共同宣言の曖昧さや不明瞭さが指摘されているが、実質的には、アメリカが参加しない危機管理活動において、NATO の能力に頼るだけでなく、EU は独自の能力を創出して役割を果たすべきであるという、英仏の意志の表明と考えるべきである。

ブレア首相は、1999 年 4 月のワシントン NATO 首脳会議を目前にした 3 月 8 日、ロンドンにおいて、ヨーロッパの紛争にいつもアメリカの参加を期待すべきではないと訴え、サン・マロ共同宣言の意図について次のように述べた。

昨年秋に私が立ち上げたイニシアティブは、21 世紀の安全保障に取り組む EU の新しい能力を備えることを目的としている。サン・マロでシラク大統領と共に発表した宣言は、その第一歩であった。サン・マロにおいて我々は、1996 年に NATO で同意した仕組みを超える決断をした。それは、ヨーロッパがアメリカの関与が無くとも迅速に行動できる真の能力を備えるためである<sup>41</sup>。

ブレア首相自身が述べたように、サン・マロ共同宣言は、イギリスが率先して NATO の枠組みを超え、EU に自律的な行動能力を備えるというメッセージを公式に発信したものであることができる。

このブレア首相の立場は、メージャー政権期のイギリス政府が 1996 年の IGC に向けて作成した覚書 (1995 年)<sup>42</sup>の中に示した、CJTF 構想を支持する姿勢を根本的に転換するものであった。第一章で述べたように、1996 年 IGC でのイギリスは、冷戦後、新たな任務を担う NATO の組織再編の柱として NATO で合意された CJTF 構想を積極的に支持していた。当時メージャー政府は、WEU と NATO の緊密な結びつきをヨーロッパ防衛政策の土台としていた。そして、アメリカよりもヨーロッパの利害が関わるような紛争や小規模な任務において、WEU 主導の活動を可能にする仕組み、つまり、ヨーロッパの NATO 加盟国が NATO 内でより大きな役割を果たすことを可能にする構想の実施に、積極的に貢献することを覚書に記した。また、1996 年前半の WEU 議長国としてイギリスは、WEU が人道的救難の新しい任務を実施することを宣

言し、また、EUが軍事的な重荷を負うことは、地域の安定化に貢献するEUの役割を損なうという立場を示していた<sup>43</sup>。

ブレア政府も発足当初はこの立場を受け継ぎ、アムステルダムEU理事会ではEUに防衛機能を備えることに反対する姿勢を通した。その結果、EU条約は危機管理をEUの任務として取り入れながら、その実施をWEUに委ね、EUに実施機能を備えないことにした。つまり、EUは軍事的危機管理をおこなう場合、WEUを介してNATOの能力を利用するという二重の手続きを踏まなければならない。EUとNATOの間にWEUが介在するこのシステムでは、三つの組織間の綿密な調整が必要となるのである。サン・マロ英仏共同宣言は、ブレア首相の発言によれば、この仕組みを超えてEUの決定と行動を直結させることを公表するものであった。

イギリスがあくまでもWEU-EU合併に反対したのは、WEUを組み込むことで、EUがNATOと重複する軍事組織を目指すシグナルを送り、米欧関係を損なう恐れがあったからである。また、WEUの議長としてジョン・ゴウルデンはWEU-EU合併について、中央ヨーロッパへのEU拡大の障害となり、ロシアを刺激するとも述べている<sup>44</sup>。それでも、アムステルダム条約合意に際し、ブレア首相がWEU-EU合併の可能性を条文に加えることを受け入れたのは、イギリス側にこの流れをもはや阻止できないという判断が働いた可能性がある。もし、そうであれば、共同防衛への途をCFSPが進むことを抑制するために、ブレア政府はどのような対策を考えただろうか。それを探るために、サン・マロでNATOを超える意志を表明するに至ったイギリスの姿勢の変化を、その直前に開かれた二つの非公式EU会議での当事者の発言から検証する。

1998年10月24～25日にオーストリアのペルチャッハで開かれた非公式EU首脳会議で、ブレア首相は初めてEU諸国首脳の前で、EUが危機管理を目的とした防衛力を備えるべきであるという自らの考えを公表した。その中で同首相は、WEUの廃止を選択肢として考慮に入れることを示した<sup>45</sup>。翌月11月3～4日、ウィーンで開かれた非公式EU外相会議では、イギリスのロバートソン（George Robertson）国防相もまた、WEU-EU合併の可能性を選択肢に入れることを表明した<sup>46</sup>。両者は、WEU-EU合併についてイギリスの考えを

明言することはなかったが<sup>47</sup>、EU の防衛政策についてイギリスの新しい姿勢を明確に打ち出した。ブレア首相はベルチャッハでの会議後の記者会見で、1996 年のベルリン NATO 理事会で同意された原則を見直し、ヨーロッパの防衛力について現実的な変革をおこなう「新思考」を試みることを表明した。それは、EU の国際的発言力の向上を目的としており、NATO を補完するものであって、侵害するものではないことを明言した<sup>48</sup>。その翌月、ウィーンでの非公式外相会議では、ロバートソン国防相はブレア首相が示した「新思考」について次のように詳述した。

EU は現代の変化する状況に迅速に対応するために、意志決定能力と行動能力の両面で、独自の能力を発展させる必要がある。NATO はヨーロッパ防衛政策の基盤であることを前提とするが、EU が WEU を介して NATO の軍事力を利用する既存のシステムは、手続きが複雑で改善の余地がある。我々は必要な場合に司令のボタンを押せば速やかに行動に直結するシステムを備え、EU が国際的に権威ある発言力を有する機関となることを目指す。

最後に、ロバートソン国防相は出席した各国の国防相に向かい、我々は将来 EU が迅速な行動を必要とする場合、その意志決定において中心的役割を果たすべきであると呼びかけた<sup>49</sup>。

両者の発言が示すのは、アムステルダム条約で WEU を EU の危機管理任務の実施手段として規定したにも関わらず、NATO-WEU-EU の三つの組織の連携を必要とするシステムでは、迅速な対応を要求される現代の状況への適合が難しいことを、ブレア政府が認識していたことである。ブレア政府は、WEU に NATO と EU を繋ぐ要として、危機管理の実施を一任していたそれまでの姿勢を見直し、EU が判断と行動の直結したシステムを備え、現代の状況に適合した危機管理の役割を担うことを目指すようになったのである。このように、ブレア政府が EU の危機管理任務を実施する主体を WEU から EU に切り替えたことが、サン・マロで表明された、NATO の枠組みを超えることの本質であり、率先して EU の自律性追求に向かったイギリスの方針転換の核心である。

1998 年 12 月のサン・マロ英仏共同宣言の数日後、アメリカのオルブライ



ト (Madeleine K. Albright) 国務長官は、EUの防衛領域での発展に懸念を示すアメリカ政府の姿勢を伝える声明を発表した。それは、NATOとの分離 (decoupling)、重複 (duplication)、及び、EUに非加盟のNATO諸国への差別 (discrimination) という三つのDを避けるように警告を与えるものであった<sup>50</sup>。アメリカは常にNATO内のヨーロッパの柱が強化されることを歓迎してきたが、同盟を分離させ、NATOのリソースを切り崩すようなヨーロッパの取り組みを警戒してきた<sup>51</sup>。同長官は、ヨーロッパの改革がNATOの基本原則と一致するべきであることを強調した<sup>52</sup>。このアメリカの姿勢は、1999年4月24日にワシントンで開かれたNATO首脳会議で採択された文書にも表れていた<sup>53</sup>。それは、自律的に決定し行動するEUの決意を認め (第9項a)、NATOの全体が関与しない場合 [つまり、アメリカが関与しない場合]、EUがWEUを介在せずにNATOの能力を利用することを保証した (第10項a)。ただし、それは、「大西洋同盟に貢献する」という立場から述べられており、EUの任務は1996年のCJTF構想採択以来NATOとWEUが構築してきた指揮体系に従うことを前提としていた。それは、EUが利用可能なNATOの能力についてNATOが事前に特定し、EUの危機管理活動にNATOの能力を利用することについてNATOに決定権があることを示している (第10項b)。

こうしたアメリカの警告にも関わらず、サン・マロに続き1999年6月にドイツのケルン、及び12月にフィンランドのヘルシンキで開かれたEU理事会での決定事項は、アメリカの想定よりもEUの自律性が強調されるものとなった。1999年6月3～4日のケルンEU理事会では、サン・マロ英仏共同宣言が承認され、EUが自律的な危機管理に踏み出すことはEU全体の同意を得た。ケルンでの議長国結論文書 (Conclusions of the Presidency) は、4月のワシントンNATO首脳会議での承認を歓迎しながら、EU主導で危機管理活動を実施することを強調している<sup>54</sup>。また文書は、EU理事会が危機に対応して自由に決断を下すことを可能にする意志決定機関をブリュッセルに常設することを提起している。同時に、EUがNATOの能力を利用することについてはEUが決定するとして<sup>55</sup>、NATOの決定権を定めたワシントンNATO会議の合意事項との食い違いを見せている。

また文書は、2000 年末までに WEU は組織としての役割を終えることを明らかにし、それまでに EU のペータースベルク任務の実施機能について必要な措置をとる決意を示している。問題は、WEU の基本である集団防衛規定の扱いであった。EU の軍事的非同盟国は、この規定を EU に導入することをあくまでも認めなかったため、WEU のペータースベルク任務に限って EU 内に包含 (inclusion) することが EU 全体の合意となり<sup>56</sup>、集団防衛規定は EU の枠組みの外で、縮小した WEU 内に残存することになった。EU の軍事的非同盟国は第二章で述べたように、CFSP の発展の中核に位置し、政策への平等な参加の機会を確保するとともに、ヨーロッパの危機管理と防衛の任務を明確に隔てることを追求してきた。ケルンの結論文書は、EU 主導の任務において、軍事的非同盟国も含め、全加盟国が平等な立場で EU の活動に参加することを再確認し、非同盟国の立場を強化したのである。

1999 年 12 月 10～11 日のヘルシンキ EU 理事会は、アムステルダム条約においてペータースベルク任務を EU の任務として取り入れながら、任務の実施を WEU に委ね、独自の行動能力の創出を棚上げにした EU が、実際の危機管理能力の導入に踏み切る転機となった。EU 独自の軍事能力の導入を阻んできたのはイギリスであったが、危機管理の分野でこれを率先したのもイギリスであった。ブレア政府はサン・マロでの意志表明にも関わらず、その後、旧ユーゴスラビア連邦内コソボ自治州での民族紛争の激化に際して、EU が平和的解決への役割を果たせずに、1999 年 3 月に始まったアメリカ主導の NATO の軍事介入に頼ったことを「コソボの教訓」とした。その教訓を基に、EU がヨーロッパの危機管理において相応の役割を果たすように、EU の安全保障・防衛政策を進展させることをイギリスの目的としたのである。

ブレア政府はケルンでの合意を受け、次のヘルシンキに向けて EU が危機管理を実施するための具体的な計画作りに取り掛かった。ヘルシンキでは、そのイギリスの計画に基づいて、EU の「緊急対応部隊」を 2003 年までに創設すること<sup>57</sup>が同意を得た。ヘルシンキでの議長国結論文書には、EU 主導でおこなう任務が二つ想定されている。その一つは、NATO の能力を使用して実施するものであり、もう一つは、NATO の能力に依らない EU 独自の作戦で実施

するものである<sup>58</sup>。EU独自の作戦に依る任務を目標の一つに設定したことは、ケルンの場合と同様に、ワシントン NATO 会議で同意された「NATO 内にヨーロッパの安全保障を構築する」<sup>59</sup>という原則に一致しないものであり、アメリカの想定を超えてEUの自律性が拡大したことを示している。

また、ヘルシンキでは、非同盟国の立場を反映して、非軍事的危機管理をEUの任務として設定することになった。それは、EUの軍事力以外の手段、即ち、民主主義、法の支配、人権という共通の価値観に基づく外交、通商、開発、支援等を紛争予防の手段とするものである。ヘルシンキでの決定は、EU特有の様々な手段を総合して非軍事的な面で紛争予防を実施することがEUの危機管理任務の重要な柱となる契機となった。

## 結 論

イギリスの方針転換を契機に、サン・マロでの英仏共同宣言からケルン、ヘルシンキ両EU理事会に至るEUの安全保障・防衛政策の急速な進展は、1998年にコソボでの民族紛争の拡大が周辺地域に不安定をもたらし、国連やNATOを始めとする国際社会が対応に乗り出した時期と重なっている。EUの危機管理能力を進展させたブレア政府のイニシアティブは、この状況に触発され、ヨーロッパの紛争を自ら解決できないヨーロッパの能力不足の解消を目指したことは明らかである。他方で、ブレア政府の方針転換とアムステルダム条約承認の経緯との関連性について考慮すると、もう一つの見方が現れてくる。それは、イギリスがEUの危機管理能力進展を率先したのは、CFSPがEU条約に予見される共同防衛の実現に向かって進むことを抑制する方策とする見方である。1996年IGCからアムステルダムEU理事会に至るまで、イギリスは一貫してEUの軍事化に繋がるWEUとEUの合併構想に反対した。しかし、両組織の合併への流れを阻止できない状況の中で、ブレア首相はNATOをヨーロッパ共同防衛の基盤とすることをアムステルダム条約に書き入れさせ、EUの軍事化を阻む歯止めとした。それにより、EUはNATOと共存可能な機構を目指すことが再確認された。しかし、それを確実にするには、WEUとEUの合併構想が進行する前に、CFSPの流れを変える必要があった。その新しい流

これは、既に IGC において軍事的非同盟国によって提示されていた。ブレア首相はその提案を支持し、軍事的非同盟国も平等に参加できる危機管理の方向へ CFSP を進めることを選択した。言い換えれば、NATO との共存を重視して EU の共同防衛実現を阻止しようとするイギリスの方針と、相互防衛支援から自由な立場を維持しようとする非同盟国の方針が一致したことで、CFSP は危機管理能力進展に向けて前進を始めたのである。その後、ケルン EU 理事会において WEU と EU の合併が具体化した時には、既に EU の危機管理任務は EU 主導で実施することが同意事項となり、WEU の集団防衛規定は軍事的非同盟国の強い反対により、EU 内に組み入れられることはなかった。

アムステルダム条約は、EU の危機管理任務を WEU が実施することを定め、WEU に加盟していない軍事的非同盟国も WEU の活動に平等に関わることを保証した。しかし、非同盟国は WEU の正式なメンバーではない以上、その活動にはオブザーバーの地位で参加することになる。非同盟国は WEU の中核的メンバーにはなれないことを考えると、WEU よりも EU を危機管理活動実施の主体とする方が、真の意味で非同盟国も含めた全加盟国の平等な参加を確実にし、CFSP を非同盟国が反対する共同防衛ではなく、専ら危機管理の方に向けて進めることを容易にすると考えられる。この観点から考察すれば、アムステルダム条約承認後に WEU に対する見方を変え、EU の危機管理活動を実施する主体を WEU から EU に切り替える意志を表明したイギリスは、EU の軍事化を抑制し、CFSP の目的を危機管理に向けることを率先したと言える。それは、EU が WEU を介して NATO の能力に依存することなく、自律的な危機管理能力を備え、NATO と共存可能な、独自の役割を果たす機構として発展することをイギリスが目指したことを意味している。

## 注

- 1 1998 年 12 月英仏首脳会議で、危機管理に対処可能な EU の防衛力保有について英仏が同意したことを受け、1999 年 6 月 EU 理事会で EU の三本柱の一つである CFSP の枠内に安全保障・防衛に関する共通の欧州政策が立ち上げられた。EU 条約は当初、CFSP は将来共通防衛政策の策定の可能性を含むと規定し、防衛力を持たない EU に

代わり WEU が行動を実施することを定めた。その後 EU 条約を見直すアムステルダム条約では、統合推進派による WEU-EU 合併構想の進展を背景に、CFSP は共通防衛政策の漸進的な策定を含むと書き直され、時間の経過と共に統合のプロセスが徐々に始まっていることが示された。これに対しイギリス等が、防衛は NATO を基盤とすることを主張したことから、アムステルダム条約では WEU が EU の防衛政策を支え、実施手段を提供することを明確にした。共同行動を前提とする EU の外交と安全保障政策に防衛をどのように位置づけるかは論争となっており、EU の安全保障政策と防衛は分けて考えるべきである。

- 2 ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国（旧ユーゴ）において、1991年6月のスロヴェニアとクロアチアの独立宣言を機に内戦が勃発し、旧ユーゴの解体に繋がる冷戦後最大の民族紛争に発展した。1995年8月の NATO の軍事介入の後、同年11月にアメリカ主導のデイトン和平合意により内戦は終結した。
- 3 欧州では、NATO、OSCE、EU の主要安全保障組織において、紛争の未然防止、発火した紛争の拡大防止、紛争終結後の復興支援を総合的に捉え、軍事的・非軍事的危機管理を組み合わせた対処の実践が進められる。EU では特に、加盟国の拡大や通商等の非軍事的手段を通し、民主主義、法の支配に基づく紛争予防に重点を置き、潜在的な紛争の根源への対処を目指していく。植田隆子「欧州連合の軍事的・非軍事的危機管理」『国際法外交雑誌』102-3（2003）、p. 93、「欧州連合の紛争防止」『ヨーロッパ研究』3（2004）、pp. 128-129。
- 4 植田隆子「欧州安全保障協力機構の紛争防止とイスタンブール首脳会議」『海外事情』48-3（2000）、p. 136。植田は、ユーゴ紛争勃発当初欧州には対処の仕組みは無く、場当たりの対処と平行して紛争防止・危機管理の仕組みが作られたと述べている。
- 5 経済分野での共同体 EC を存続させつつ、外交、安全保障、警察の政策領域を政府間協力の分野として並存させ、三本の柱からなる EU（European Union）に移行した。  
第一の柱：欧州共同体（EC: European Community）  
第二の柱：共通外交安全保障政策（CFSP: Common Foreign and Security Policy）  
第三の柱：司法内務協力（CJHA: Cooperation in Justice and Home Affairs）
- 6 1949年4月アメリカとイギリスを始め12カ国の参加により北大西洋地域における集団防衛協定に調印して発足した軍事同盟。別称「大西洋同盟」
- 7 Jolyon Howorth, "Britain, NATO and CESDP: Fixed Strategy, Changing Tactics", *European Foreign Affairs Review* 5, 2000, pp. 386-388。ハワースは、ブレア政府が米政府から、ヨーロッパへの関与の継続を疑問視する議会の圧力の高まりを伝えられ、ヨーロッパの能力不足が NATO の結束どころか存在も危うくすると認識したと述べている。

- <sup>8</sup> NATO はアメリカにとって欧州に対する影響力行使の枠組みとしての意義を持つ。同盟国の軍事力は、NATO の共通の基準の下で作戦計画、指揮系統、装備調達、訓練等の枠組みに組み込まれている。植田隆子『EU 論』日本放送出版協会 (2006)、p. 185.
- <sup>9</sup> アムステルダム条約は、EU 条約、即ち EU の三本柱を確立したマーストリヒト条約の改正である。97 年 6 月に合意、10 月に調印され、99 年 5 月に発効した。
- <sup>10</sup> マーストリヒト条約は、91 年 12 月合意、92 年 2 月調印、93 年 11 月に発効し、EU が発足した。
- <sup>11</sup> 金丸輝男 編『EU アムステルダム条約』ジェトロ (2000) p. 2.
- <sup>12</sup> 1991 年当時の EC 加盟国は、52 年発足時の原加盟国イタリア、フランス、西ドイツ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクに、73 年加盟のイギリス、アイルランド、デンマーク、81 年加盟のギリシア、86 年加盟のスペイン、ポルトガル、及び 90 年の東西ドイツ統一に伴う東ドイツの編入により、12 カ国になった。
- <sup>13</sup> Western European Union (西欧同盟) 1948 年に 5 カ国 (注 15 参照) で発足したブリュッセル条約機構に、1955 年西ドイツとイタリアが加入して発足した軍事同盟。その後ポルトガル、スペイン、ギリシアが加入して加盟 10 カ国になる。
- <sup>14</sup> Colin McInnes, "Labour's Strategic Defence Review", *International Affairs*, 74-4 (1998), p. 6.
- <sup>15</sup> 1948 年 3 月にイギリス、フランス、ベネルクスの 5 カ国が集団防衛と、経済、文化、及び社会的協力を目的に調印した。1998 年を条約の期限とする。
- <sup>16</sup> 1991 年 10 月、EC 政府間会議において欧州統合推進派の共同防衛に向かう動きを牽制するイギリスは、イタリアと共同宣言をおこない、WEU を「EU の防衛部門」と位置付けるとともに「NATO の欧州の柱を強化する手段」と定義した。
- <sup>17</sup> ① The UK Government's Memorandum of 2 March 1995 on the treatment of European defence issues at the 1996 Intergovernmental Conference, ② UK White Paper of 12 March 1996 on the IGC: 'An association of nations', [http://www.europarl.europa.eu/igc1996/pos-en\\_en.htm](http://www.europarl.europa.eu/igc1996/pos-en_en.htm) (2009. 8. 11)
- <sup>18</sup> NATO (在欧米軍) の情報収集網、通信機能、輸送能力。
- <sup>19</sup> フランス、ドイツ、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、イタリア。
- <sup>20</sup> 1995 年に EU に加盟したのは、フィンランド、スウェーデン、オーストリアの三カ国であり、共同提案したのは北欧の二カ国である。
- <sup>21</sup> 人道的及び救助の任務、平和維持の任務、危機管理における平和執行 (peacemaking: 停戦合意が崩れた場合の平和回復に平和維持軍より重装備の部隊を利用する) を含む実戦部隊 (combat forces) の任務。金丸、前掲書、p. 26.
- <sup>22</sup> David Gowland and Arthur Turner (eds.), *Britain and European Integration 1945-1998*,

- Routledge (2000), Document 11. 2., p. 216.
- <sup>23</sup> Hanna Ojanen, "Participation and Influence: Finland, Sweden and the post-Amsterdam Development of the CFSP", Occasional Papers 11, The Institute for Security Studies Western European Union (2000), p. 5.
- <sup>24</sup> *Ibid.* p. 5.
- <sup>25</sup> *Ibid.* p. 7.
- <sup>26</sup> Laura C. Ferreira-Pereira, "The Militarily Non-Allied States in the Foreign and Security Policy of the European Union", *Journal of Contemporary European Studies*, 13-1 (2005), p. 24.
- <sup>27</sup> *Ibid.* p. 25.
- <sup>28</sup> ② UK White Paper of 12 March 1996 on the IGC: 'An association of nations'.
- <sup>29</sup> Gustav Lindstrom, "Sweden's Security Policy: Engagement-the Middle Way", Occasional Paper 2, The Institute for Security Studies Western European Union (1997), The Swedish-Finnish Memorandum.
- <sup>30</sup> Ojanen, *op. cit.* pp. 6-7.
- <sup>31</sup> Lindstrom, *op. cit.* The Swedish-Finnish Memorandum.
- <sup>32</sup> Sir John Goulden, "The WEU's role in the new strategic environment", *NATO Review*, 44 (1996), p. 24.
- <sup>33</sup> *Ibid.* p. 23.
- <sup>34</sup> *Ibid.* p. 24.
- <sup>35</sup> 1998年3月24日にブレア首相がフランス下院でおこなった演説  
<http://www.number10.gov.uk/output/Page1160.asp> (2007. 5. 16)
- <sup>36</sup> British Ministry of Defence, "Letter of Intent between the Secretary of State of Defence of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Ministry of Defence of the French Republic concerning Cooperation in Crisis Management and Operations", *European Foreign Affairs Review*, 4 (1999), pp. 125-127.
- <sup>37</sup> Maartje Rutten, "British-French summit, St-Malo, 3-4 Dec. 1998, joint declaration on European Defence", *Chaillot Paper*, 47-3 (2001), pp. 13-14.
- <sup>38</sup> British Ministry of Defence, *op. cit.* p. 127.
- <sup>39</sup> Jolyon Howorth, "France, Britain and Euro-Atlantic Crisis", *Survival*, 45-4 (2003-04), p. 175.
- <sup>40</sup> Paul D. Williams, *British Foreign Policy Under New Labour, 1997-2005*, Palgrave, (2005), p. 60.
- <sup>41</sup> UK Government, "NATO 50<sup>th</sup> anniversary conference, 8 March 1999", <http://www.number10.gov.uk/output/Page1286.asp> (2007. 5. 16)
- <sup>42</sup> ① The UK Government's Memorandum of 2 March 1995

- 43 Goulden, *op. cit.*, p. 24.
- 44 *Ibid.* p. 21.
- 45 植田隆子「欧州連合の防衛能力」村田良平編『EU 一二一世紀の政治課題』勁草書房 (1999)、pp. 196-197.
- 46 George Robertson, “Document Section: the British Initiative for a European Defence Capability, Speaking Notes of the Right Honourable George Robertson MP”, *European Foreign Affairs Review*, 4 (1999), pp. 122-123.
- 47 Richard G. Whitman, “Amsterdam’s unfinished business?”, *Occasional Papers 7*, The Institute for Security Studies Western European Union (1999), p. 20.
- 48 Maartje Rutten, “Informal European Summit, Pertschach, 24-25 Oct. 1998, Press conferences by British Prime Minister Tony Blair”, *Chaillot Paper*, 47-1 (2001), pp. 10-12.
- 49 Robertson, *op. cit.* pp. 122-123.
- 50 Madeleine K. Albright, “US Secretary of State The Right Balance Will Secure NATO’s Future”, *Financial Times*, 7 December, 1998.
- 51 Stanley R. Sloan, *NATO, the European Union, and the Atlantic Community*, Rowman & Littlefield, (2005), p. 182.
- 52 Albright, *op. cit.*
- 53 Washington Summit Communique, Issued by the Heads of State and Government participating in the meeting of the North Atlantic Council in Washington, D.C., 24 April 1999, <http://www.nato.int/docu/pr/1999/p99-064e.htm> (2008. 3. 2)
- 54 Cologne European Council 3-4 June 1999: Conclusions of the Presidency, Annex 3-3, [http://www.europarl.europa.eu/summits/ko12\\_en.htm](http://www.europarl.europa.eu/summits/ko12_en.htm) (2008. 3. 2)
- 55 *Ibid.* Annex 3, Presidency Report 3, 4.
- 56 *Ibid.* Annex 3-5.
- 57 ペーター・スベルク任務を実施するために設定された緊急対応部隊設置の目標、ヘッドライン・ゴール。2003 年までに 1 年間は維持可能な 6 万人の兵力を 60 日以内に展開可能にする。
- 58 Helsinki European Council 10-11 December 1999: The Presidency Conclusions, Annex 4, Presidency Progress Report, Military capabilities for Petersberg tasks. <http://ue.eu.int/uedocs/> (2008. 3. 6)
- 59 Washington Summit Communique